道州制への7つの懸念

兵庫県知事 井 戸 敏 三

地方分権改革の論議が進む中、道州制について、政府や政党等から相次いで提案がなされるなど、その導入に向けた動きが活発化している。

そもそも道州制は、中央政府の役割を国家の存立や国全体に関わる政策分野に限定する 一方で、国民生活に関わる行政サービスは地方が担うという基本原則の下、現行府県に代 えて、より広範な権限・財源、区域を有する「道州」を設置しようとするものである。

しかしながら、道州制さえ導入すれば、東京一極集中が是正され、地域が主体となる、 住民本位の地域づくりが進むとの期待が、今あまりにも大きすぎるのではないか。私は、 道州制についての懸念が解消されない限り、安易に道州制を導入すべきではないと主張し ている。

まず第1の懸念は、社会的、経済的な閉塞感のなかでの漠然とした期待である。果たして道州制により、すべてが解決するのだろうか。国会決議までして移転候補地の選定段階にまで至ったのにもかかわらず、未だ実現しない首都機能移転は、漠然とした期待が裏切られた先例と言えよう。

第2の懸念は、道州制が国の行財政改革の手段として考えられているのではないかという疑念である。さきの「三位一体の改革」において、国の財政再建の論理のみが先行し、 地方の財政運営が窮地に追い込まれたことは記憶に新しい。

第3の懸念は、中央政府の解体再編や国会の機能縮小の実現可能性である。国の役割が限定される道州制下においては、中央政府や国会の機能が縮小されることになるが、こうした合意形成が可能なのだろうか。

第4の懸念は、道州制による中央集権化の問題である。道州制の名の下に、権限や財源の移譲を伴わない単なる府県合併を押しつけられ、かえって中央集権化が進むことを強く 懸念している。

第5の懸念は、道州の自治の保障の問題である。道州の具体的な役割や権限については、 道州議会の立法に委ねるなど、道州の自治立法権が保障されなければならない。 さらに、 課税自主権の保障はもちろん、わが国の税体系全体を抜本的に見直し、所得税や消費税等の偏在性が少なく安定的な基幹税目を道州へ移譲するなど、道州の自治財政権の確立が不可欠である。

第6の懸念は、住民自治の問題である。現行の府県よりも広大となる道州は、国に近い存在とならざるを得ない。住民から遠い存在となる道州政府が住民のニーズを的確に反映 し得るのだろうか。市町合併でさえ、地域格差の拡大という現実がある。

第7の懸念は、憲法上の位置づけの問題である。一国の人口、経済規模に匹敵するほどの巨大な道州が憲法に定める地方公共団体であると言えるのか。憲法上、その位置づけが明確にされなければならないのではないか。

今なすべきことは、「漠然とした期待」に流されるのではなく、まずは、地方から主体的に国に対して権限移譲を迫ることができる広域連合制度を活用して、先般、設立準備を進める旨の合意がなされた「関西広域連合(仮称)」の立ち上げを急ぎ、国からの分権を待つのではなく、地方の側からの分権改革を進め、地域性や個性が最大限に発揮できる行政システムの実現をめざすことである。